

今後の検討について

日帰り客への課税について → 継続検討

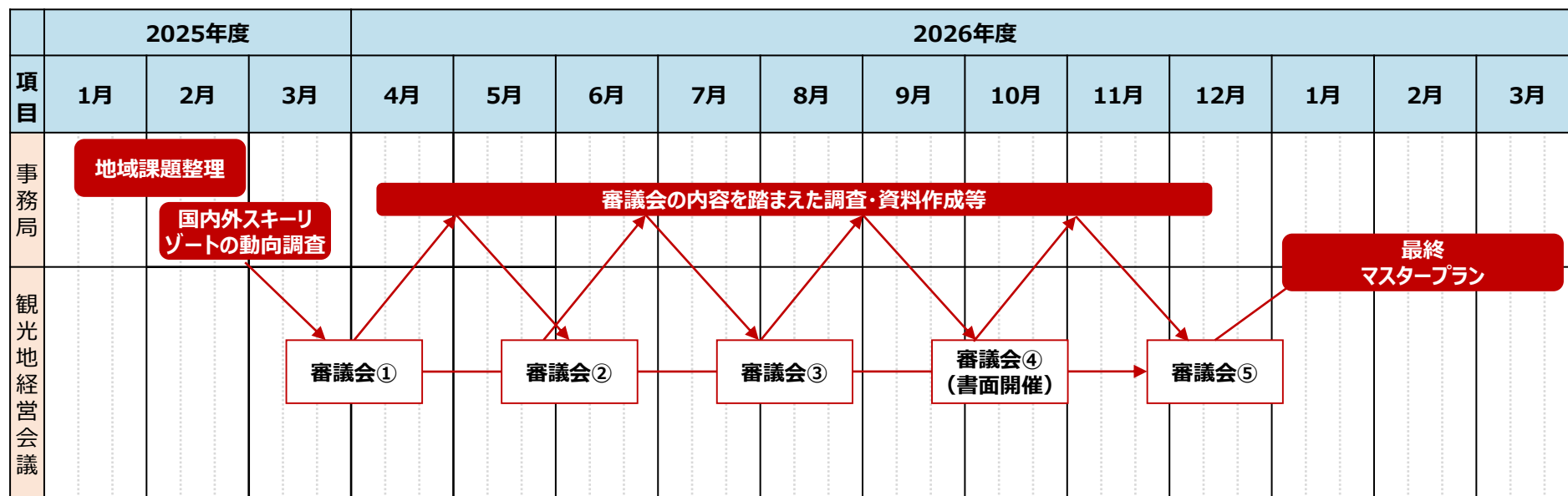
- 入域税には大きく2通りのアプローチ（①「入域そのもの」への課税、②「特定施設利用」を介した課税）が考えられる。
 - ① 「入域そのもの」への課税
 - ✓ 村境界やゲートで物理的に入域行為に課税する方式
 - ✓ 例えば島嶼部では港や空港で入島客から徴収
 - ② 「特定施設利用」を介した課税
 - ✓ 特定の施設の利用が入域者の大半と重なる場合、特定の施設の利用を入域行為の代替とみなして課税する方式
 - ✓ 例えば入域する旅行者が多く利用する施設（駐車場、観光施設、リフト券等）の利用者から徴収
- 野沢温泉村において①「入域そのもの」への課税は、村への出入口が多数あり物理的に管理できないため現実的ではない。
- ②「特定施設利用」を介した課税については、スキー場のリフト利用に対する課税が候補として考えられる（村内駐車場への課税も検討され得るが、無料開放の駐車場も多く公平な徴収が困難）。

1 「入域そのもの」への課税	村への出入口を物理的に管理できないため非現実的
2 「特定施設利用」を介した課税	リフト 候補となりうる 駐車場 無料開放の駐車場も多く、公平な徴収が困難

観光地マスタープランの策定

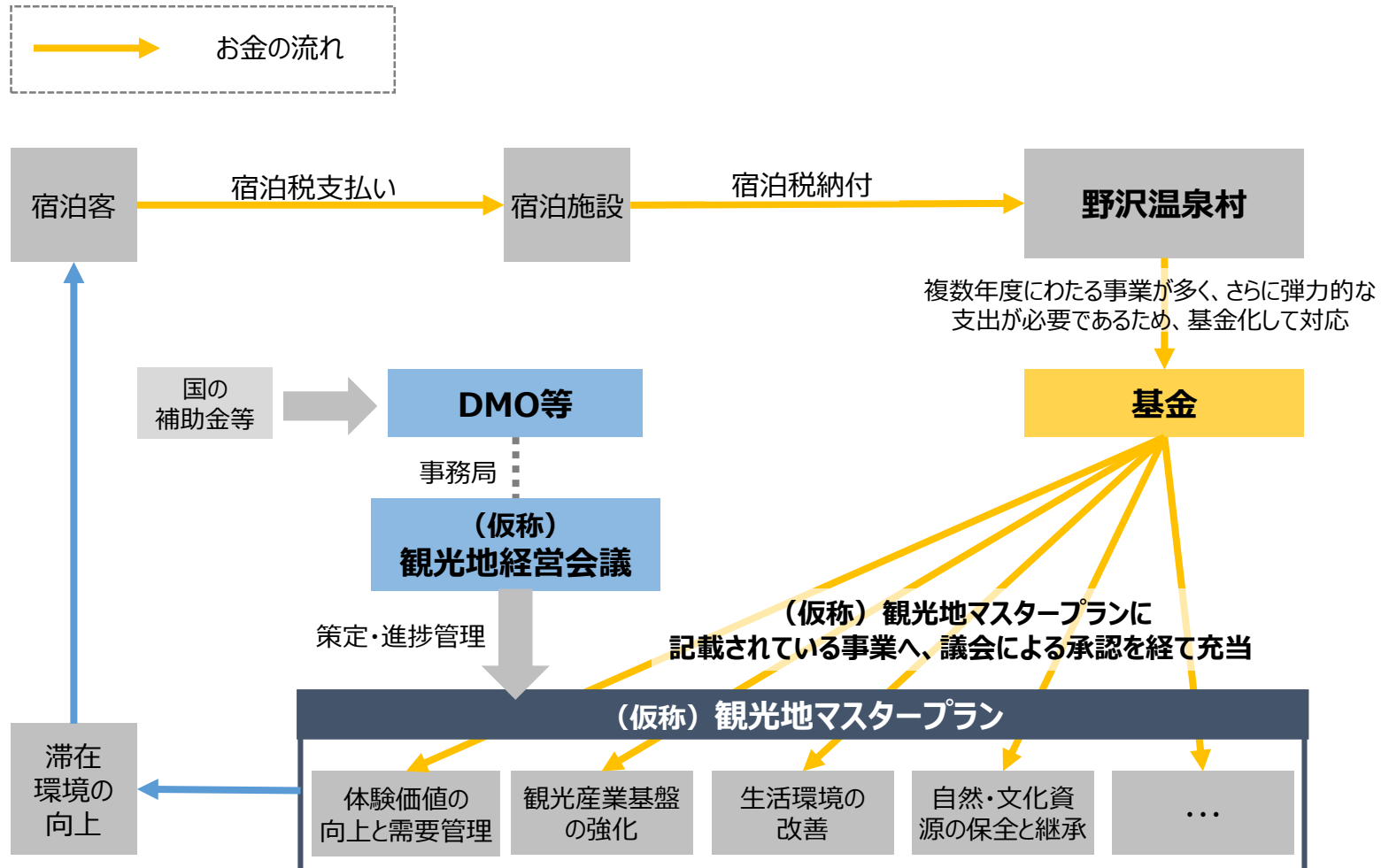
- 2025年度～2026年度にかけて、「観光地マスタープラン」の策定作業を進める。当該マスタープランは、野沢温泉の観光における将来像を示し、その実現に必要な具体的施策（ハード整備を含む）を総合的に整理する計画となる。
- 策定にあたっては、現状の課題や将来的に解決すべき課題を洗い出し、計画の基礎を構築する。その上で、国内外の先進的なスキーリゾートの事例や動向を調査・分析し、野沢温泉に適用可能な知見を積極的に取り入れながら、観光地経営会議において地域内の多様な利害関係者の意見を調整・反映し、協働体制の下で合意形成を図る。

<策定スケジュールのイメージ>



ガバナンス（管理方法）のイメージ

- 宿泊税に基づく財源の受け皿として基金を設置する。
- 当該基金は、行政が観光関連団体・観光事業者等との協働により策定する「（仮称）観光地マスタープラン」に記載された事業の実施等に充当するものとし、同マスタープランの進捗管理は行政・観光関連団体・観光事業者等を構成員とする「（仮称）観光地経営会議」が行う。



観光地経営会議の構成メンバー

- 観光地経営会議は、宿泊税を活用して実施される観光施策の進捗状況を管理・評価する役割を担う会議体となる。
- この会議には行政（村役場）や観光関連団体、観光事業者など多様な立場のメンバーが参加し、宿泊税による観光施策が適切に遂行されるようガバナンス（管理体制）を確保する。また、観光地経営の有識者（専門家）にも参画いただくことで、専門知見を政策に反映させる体制とする。
- 会議のメンバー選定にあたっては、以下の2点を目的に据える。
 - 多様な利害の調整・反映 – 地域内のさまざまな利害関係者の意見を調整し、観光施策に反映させること
 - 専門知見の導入 – 観光地経営に関する専門的な知識・経験を計画づくりや施策の評価に活かすこと
- なお、会議メンバーの選定も含め、透明性と説明責任を持った当会議の運営に留意する。

多様な利害の
調整・反映

専門知見の
導入